

日医発第 1177 号（技術）
令和 7 年 10 月 14 日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 佐原 博之
(公 印 省 略)

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

平素より、本会会務にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 98 号）が、10 月 8 日付けで公布され、同日から施行する旨、厚生労働省より本会に対し周知方依頼がありました。

内容としましては、学会からの要望に基づき、別添のとおり脳死判定基準を変更するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管内の関係各所へのご周知並びに適正な移植医療の推進に引き続きご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ご参考：

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会資料（第 72 回）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_127745.html

厚生発 1008 第 7 号
令和 7 年 10 月 8 日

(別記 1) 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 98 号）が本日公布され、同日から施行されるところですが、その改正の内容は下記のとおりです。

つきましては、貴職におかれましては、その趣旨を踏まえ、貴会員に対する周知及び適正な移植医療の実施についてよろしくお願いします。

記

1. 脳死判定基準に関する事項

脳死判定基準について、以下の改正を行ったこと。

- （1）臓器の移植に関する法律施行規則（平成 9 年厚生省令第 78 号。以下「臓器移植法施行規則」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する脳死判定を行う前提条件である体温の最低基準について、深部体温による測定を可能とすること。
- （2）臓器移植法施行規則第 2 条第 2 項第 6 号に規定する脳血流の消失の確認（以下「補助検査」という。）について、眼球損傷、鼓膜損傷又は高位脊髄損傷以外の状態も含め、瞳孔散大・固定又は脳幹反射の消失を確認することが困難である場合に実施できることとすること。
- （3）臓器移植法施行規則第 2 条第 4 項に規定する脳死判定を行う前提条件である血圧の最低基準について、平均動脈圧による測定を可能とし、基準値を規定すること。
- （4）その他所要の規定の整備を行うこと。

2. 施行日

公布の日

(別記 1)

公益社団法人	日本医師会	会長
公益社団法人	全国自治体病院協議会	会長
公益社団法人	全日本病院協会	会長
一般社団法人	日本病院会	会長
一般社団法人	日本医療法人協会	会長
公益社団法人	日本精神科病院協会	会長
公益社団法人	日本眼科医会	会長
一般社団法人	日本移植学会	理事長
一般社団法人	日本救急医学会	代表理事
一般社団法人	日本臨床救急医学会	代表理事
一般社団法人	日本救急看護学会	代表理事
一般社団法人	日本集中治療医学会	理事長
一般社団法人	日本脳神経外科学会	理事長
	日本臨床脳神経外科協会	理事長
公益社団法人	日本小児科学会	会長
一般社団法人	日本外科学会	理事長
特定非営利活動法人	日本心臓血管外科学会	理事長
一般社団法人	日本胸部外科学会	理事長
特定非営利活動法人	日本呼吸器外科学会	理事長
一般社団法人	日本消化器外科学会	理事長
一般社団法人	日本内科学会	理事長
一般社団法人	日本循環器学会	代表理事
一般社団法人	日本呼吸器学会	理事長
一般社団法人	日本肝臓学会	理事長
一般社団法人	日本腎臓学会	理事長
一般社団法人	日本糖尿病学会	理事長
一般社団法人	日本泌尿器科学会	理事長
一般社団法人	日本透析医学会	理事長
一般社団法人	日本臨床腎移植学会	理事長
一般社団法人	日本内分泌学会	代表理事
一般財団法人	日本消化器病学会	理事長
	日本角膜移植学会	理事長
公益財団法人	日本眼科学会	理事長
	日本角膜学会	理事長
特定非営利活動法人	日本法医学会	理事長

○厚生労働省令第九十八号
臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第六条第四項の規定に基づき、臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和七年十月八日
臓器の移植に関する法律施行規則（平成九年厚生省令第七十八号）の一部を次の表のように改正する。
厚生労働大臣 福岡 資麿

改正後	改正前
（判定） 第二条 法第六条第四項に規定する判断に係る同条第二項の判定（以下「判定」という。）は、脳の器質的な障害（以下この項において「器質的脳障害」という。）により深昏迷（ジャパン・コーマ・スケール（別名三十一九度方式）で三百に該当する状態にあり、かつ、グラスゴー・コーマ・スケールで三に該当する状態にあることをいう。第二号、第四号及び次項第一号において同じ。）及び自発呼吸を消失した状態と認められ、かつ、器質的脳障害の原因となる疾患（以下この項及び第五条第一項第四号において「原疾患」という。）が確実に診断される。	（判定） 第二条 法第六条第四項に規定する判断に係る同条第二項の判定（以下「判定」という。）は、脳の器質的な障害（以下この項において「器質的脳障害」という。）により深昏迷（ジャパン・コーマ・スケール（別名三十一九度方式）で三百に該当する状態にあり、かつ、グラスゴー・コーマ・スケールで三に該当する状態にあることをいう。第二号、第四号及び次項第一号において同じ。）及び自発呼吸を消失した状態と認められ、かつ、器質的脳障害の原因となる疾患（以下この項及び第五条第一項第四号において「原疾患」という。）が確実に診断される。

ていて、原疾患に対して行い得るすべての適切な治療を行った場合であっても回復の可能性がないと認められる者について行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一・二（略）

三 深部体温が摂氏三十二度未満（六歳未満の者にあつては、摂氏三十五度未満）の状態にある者

四（略）

2 法第六条第四項に規定する判断に係る判定は、次の各号に掲げる状態が確認され、かつ、当該確認の時点から少なくとも六時間（六歳未満の者にあつては、二十四時間）を経過した後に、次の各号に掲げる状態が再び確認されることをもって行うものとする。ただし、自発運動、除脳硬直（頸部付近に刺激を加えたときに、四肢が伸展又は内旋し、かつ、足が底屈することという。次条第五号及び第五条第一項第七号において同じ。）、除皮質硬直（頸部付近に刺激を加えたときに、上肢が屈曲し、かつ、下肢が伸展又は内旋することという。次条第五号及び第五条第一項第七号において同じ。）又はけいれんが認められる場合は、判定を行つてはならない。

一・五（略）

六 眼球損傷、鼓膜損傷、高位脊髄損傷その他これらに類する状態により第二号又は第三号に掲げる状態の確認ができない場合にあつては、脳血流の消失

3（略）

4 法第六条第四項に規定する判断に係る判定に当たつては、中枢神経抑制薬、筋弛緩薬その他の薬物が判定に影響していないこと及び次の各号のいずれかに該当することを確認するものとする。

一 収縮期血圧（単位 水銀柱ミリメートル）が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数値以上であること。

イ 一歳未満の者 六十五

ていて、原疾患に対して行い得るすべての適切な治療を行った場合であっても回復の可能性がないと認められる者について行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一・二（略）

三 直腸温が摂氏三十二度未満（六歳未満の者にあつては、摂氏三十五度未満）の状態にある者

四（略）

2 法第六条第四項に規定する判断に係る判定は、次の各号に掲げる状態が確認され、かつ、当該確認の時点から少なくとも六時間（六歳未満の者にあつては、二十四時間）を経過した後に、次の各号に掲げる状態が再び確認されることをもって行うものとする。ただし、自発運動、除脳硬直（頸部付近に刺激を加えたときに、四肢が伸展又は内旋し、かつ、足が底屈することという。次条第五号及び第五条第一項第七号において同じ。）、除皮質硬直（頸部付近に刺激を加えたときに、上肢が屈曲し、かつ、下肢が伸展又は内旋することという。次条第五号及び第五条第一項第七号において同じ。）又はけいれんが認められる場合は、判定を行つてはならない。

一・五（略）

六 眼球損傷、鼓膜損傷又は高位脊髄損傷により第二号又は第三号に掲げる状態の確認ができない場合にあつては、脳血流の消失

3（略）

4 法第六条第四項に規定する判断に係る判定に当たつては、中枢神経抑制薬、筋弛緩薬その他の薬物が判定に影響していないこと及び収縮期血圧（単位 水銀柱ミリメートル）が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値以上あることを確認するものとする。

一 一歳未満の者 六十五

5 (略)	ロ 一歳以上十三歳未満の者 年齢に二 を乗じて得た数値に六十五を加えて得 た数値
	ハ 十三歳以上の者 九十
5 (略)	二 平均動脈圧(単位 水銀柱ミリメート ル)が、次に掲げる区分に応じ、それぞ れ次に定める数値以上であること。
	イ 一歳未満の者 四十
5 (略)	ロ 一歳以上十三歳未満の者 年齢に 一・五を乗じて得た数値に四十を加え て得た数値
	ハ 十三歳以上の者 六十
5 (略)	二 一歳以上十三歳未満の者 年齢に二を 乗じて得た数値に六十五を加えて得た数 値
	三 十三歳以上の者 九十

附 則
この省令は、公布の日から施行する。